

飯能市告示第 305 号

飯能農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 11 条第 1 項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、飯能市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に飯能市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に飯能市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 12 月 15 日

飯能市長 新井重治



記

- 1 飯能農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
（土日祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
自 令和 7 年 12 月 15 日
至 令和 8 年 1 月 14 日
- 2 飯能農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
飯能市役所農林部農業振興課 飯能市大字双柳 1 番地の 1
- 3 意見書の提出に係る注意事項
 - ア 書面での提出に限る。
 - イ 個人の場合、住所、氏名を記載すること。
 - ウ 法人の場合、所在地、法人名及び代表者名を記載すること。
 - エ 意見書の内容は公表する。
 - オ 意見書に対する個別回答を行わず、処理結果は農業振興地域整備計画変更の公告で行う。